

# 仙台市立片平丁小学校同窓会 会則

第1条 本会は、仙台市立片平丁小学校同窓会と称し、事務局を仙台市立片平丁小学校に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、次の会員によって組織する。

- ① 正会員 ② 特別会員（現在の職員、旧職員、本会推薦者）

第4条 正会員は、本校卒業生及びこれに準ずる者（途中転退者）とする。

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名 ② 副会長 若干名 ③ 会計 2名（同窓会1名・学校事務局1名）  
④ 幹事長 1名 ⑤ 幹事 若干名 ⑥ 監事 3名 ⑦ 参与 ⑧ 顧問  
⑨ 相談役 ⑩ 年度委員（年度各学級男女2名～4名）

第6条 会長、副会長、監事は、総会において正会員より選出する。

- ・幹事は、会員中より会長が委嘱し、年度委員は各年度会員を代表し連絡にあたる。
- ・この会に参与をおくことができる。参与は現校長、PTA会長を推薦する。

第7条 ① 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会、委員会を招集する。

② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これに代わる。

③ 幹事長・幹事は、本会の庶務、その他諸般の会務を掌る。

④ 会計は本会の会計の会務を掌る。

④ 年度委員は各年度会員を代表し、本会事業の企画運営にあたる。

第8条 役員任期は2か年とする。ただし、重任を妨げない。

第9条 本会には顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は、総会にはかつて会長が委嘱する。

第10条 本会は毎年3月に入会式、適当な時期に総会を開く。ただし、役員会の決議によって、臨時に総会を開くことができる。

第11条 役員会は必要に応じて会を開き、予算、決算、その他必要な会務を審議する。

第12条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入を持ってこれに当てる。

会費は年1000円、入会金は1000円とする。入会の際に納入する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会会員は身上移動が生じたときは、直ちに本会事務所または年度委員に通知しなければならない。

第15条 本会の会則は、総会の決議により変更することができる。

附則 この会則は、昭和48年 9月27日より実施する。

昭和60年11月16日 一部改正

昭和61年 4月 1日 施行

平成 5年 6月 5日 一部改正

平成22年 6月 5日 一部改正

平成27年 6月 6日 一部改正

## 仙台市立片平丁小学校同窓会 会則の一部改正の件

現行

第12条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入を持ってこれに当てる。  
会費は年1000円、入会金は300円とする。入会の際に納入する。

改正案

第12条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入を持ってこれに当てる。  
会費は年1000円、入会金は1000円とする。入会の際に納入する。

附則 この会則は、平成27年4月1日より一部適用